

第3次名護市男女共同参画計画『あい・愛プラン』施策実施状況点検・評価シート（令和6年度）

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	計画					実施結果			
	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
1	1. 性別役割分業の解消	(1)男女共同参画に関する広報・啓発	男女共同参画に関する周知	名護市のホームページやSNSのほか、広報誌「市民のひろば」や男女共同参画情報誌「あい・愛だより」において、男女共同参画や本計画及び「名護市男女共同参画推進条例」に関する周知に努めます。	地域力推進課	令和6年3月策定の第3次本計画『あい・愛プラン』及び条例について名護市ホームページに掲載し周知を図りました。 市広報誌に男女共同参画特集掲載（6月・12月・3月）、男女共同共同参画推進月間パネル展で掲示（市役所ロビー、中央図書館）。	本計画と条例についてはSNS発信未実施	C	今後も市民のひろばとホームページで関連記事掲載を行います。 また男女共同参画月間イベント（パネル展）を通じ市民への周知活動に務めるとともに、SNSでの周知を図ります。
2	1. 性別役割分業の解消	(1)男女共同参画に関する広報・啓発	男女共同参画推進月間における展示	男女共同参画推進月間（6月）にあわせて、名護市女性ネットワーク協議会と連携し、男女共同参画に関する分かりやすい展示に努めます。	地域力推進課	6月の男女共同参画推進月間パネル展（市役所ロビー）では本計画の周知や男女共同参画標語写真の受賞作品の展示、募集、名護市女性ネットワーク協議会の活動内容（所属団体5団体の活動内容の紹介含む）を実施しました。 また、市立中央図書館の協力を得て図書館内に男女共同参画特集コーナーを設置し、男女共同参画関連本の紹介（貸出可）と併せて、計画・条例・標語写真受賞作品を展示しました。	特になし	B	R7年度のパネル展では令和7年3月28日に施行された、沖縄県パートナーシップ条例についてもパネル展示を行います。
3	1. 性別役割分業の解消	(1)男女共同参画に関する広報・啓発	講演会等の開催	・男女共同参画に関する講演会やシンポジウムなどを開催することで、市民の意識啓発や理解促進を図ります。なお、若い世代の参加が少ないことから関心を集める企画を検討するとともに、託児対応に努めます。	地域力推進課	9月「アンコンシャス・バイアスを知ろう！～無意識の思い込み・偏見～」（参加者70人）、11月「性暴力と言葉の暴力」（参加者48人、共催）、3月「家庭の中のジェンダー暴力の視点から考える」（参加者15人、共催）	託児対応ができていない。	B	名護市ファミリーサポートセンターへ制度について再度確認し、託児対応の予算を検討します。
4	1. 性別役割分業の解消	(1)男女共同参画に関する広報・啓発	標語・写真コンテストの実施	・男女共同参画に関する理解と関心が深まるよう、小・中・高校生や一般市民から男女共同参画に関する写真や標語を募集し、表彰を行います。	地域力推進課	市内の学校（市立、私立、県立すべて）へ直接出向き、授業で取り入れていただくよう依頼している。R6年度より新たにエナジックススポーツ高校へも募集依頼を行い、クラス単位で応募があった。 応募総数395点、うち標語386点、写真9点	一般応募が少ないため、より多くの人に応募していただくよう、募集手法や周知方法を見直す必要がある。	B	来年度は従来の応募方法に、応募フォームを加え、より応募しやすい環境をつくりたい。
5	1. 性別役割分業の解消	(1)男女共同参画に関する広報・啓発	男女共同参画に関する情報の収集・共有	・県内の男女共同参画会議や、日本女性会議等への参加を通じて先進的な取組みの情報収集を行うとともに、名護市女性ネットワーク協議会及び名護市PTA連合会との情報共有に努めます。	地域力推進課	市町村男女共同参画行政主幹課長会議への参加を通じて得た情報や男女共同参画の講座情報を名護市女性ネットワーク協議会とPTA連合会へ共有した。 日本女性会議はR6年度開催なし。	特になし	B	次年度10月に奈良県橿原市で開催される日本女性会議に市職員1名参加予定。 （その後2026年開催なし、2027年丸亀市開催予定）

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

計画						実施結果			
No.	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
6	1. 性別役割分業の解消	(1)男女共同参画に関する広報・啓発	男女共同参画に関する資料の収集・展示	・男女共同参画や性の多様性に関する国内外・沖縄県内の資料や情報の収集・発信に継続的に取り組むほか、男女共同参画推進月間などに合わせた特集を行います。また、やんばるで活躍した女性に関する資料収集に努めます。	中央図書館	・名護市男女共同参画月間に合わせた特集コーナーと標語応募箱の設置（6月） ・性・ジェンダー関連図書の収集 ・活躍している女性が紹介されている図書の収集	収集したやんばるで活躍している女性に関する資料の紹介	B	・地域力推進課と協働で特集コーナー（ポスターの掲示や標語募集箱の設置、関連図書の紹介）を設け、今後も継続して周知を図る。 ・性・ジェンダーについての理解や偏見の解消に繋がる図書及び女性の活躍が紹介されている図書を今後も継続して収集に努める。
7	1. 性別役割分業の解消	(1)男女共同参画に関する広報・啓発	市役所職員向け研修の実施	・男女共同参画に関する市役所職員の理解を促進するため、定期的に研修を行います。	人事行政課	男女共同参画に関する職員向けの個別研修については実施することができなかった。	男女共同参画に関する研修内容や受講対象者等について確立していく必要がある。	D	地域力推進課とも連携を図りながら男女共同参画に関する研修計画の構築に努めたい。
8	1. 性別役割分業の解消	(2)学校教育等における男女共同参画の推進	男女共同参画を推進する学校教育・保育の環境づくり	・幼児期から固定的な性別役割分担意識を植え付けないようにするため、学校、幼稚園、保育所等において、性別に捉われず、個性を育む環境づくりに引き続き取り組みます。	学校教育課	保健体育の授業や総合的な学習の時間を活用した教育の推進	特に無し	B	各校の保健体育や道徳、特別活動等で取り組まれている男女共同参画の視点について、必要に応じて教育委員会として指導・助言・研修等を行う。
					保育・幼稚園課	・認可保育園においては「保育所保育指針」、幼保連携型認定こども園においては「教育・保育要領」、幼稚園においては「幼稚園教育要領」に基づき、性別による固定的な意識を植えることがないよう配慮している。	・指導権限を沖縄県が持っているので、県と協力して保育指針等に基づく保育の提供について確認を行う必要がある。	B	・沖縄県と一緒に市内全ての保育施設に対して実地指導監査を実施し、確認していく。
9	1. 性別役割分業の解消	(2)学校教育等における男女共同参画の推進	児童生徒個々に応じた進路選択・キャリア教育の推進	・次世代を担う子ども達がこれまでの勤労観・職業観にとらわれることなく主体的に進路選択できるよう、適切な進路指導やキャリア教育に引き続き取り組みます。	学校教育課	・職場体験（ジョブシャドウイング）、マナー講座及び職業人講話において、幅広い業種や事業所の紹介を行った。 ・進路指導	・特になし	B	・引き続き、職場体験等において、男女共同参画意識を学校と受入事業所に働きかけながらコーディネートに努める。
10	1. 性別役割分業の解消	(2)学校教育等における男女共同参画の推進	男女共同参画に関する教育現場への情報提供	・教育における国・県の男女共同参画の取組みに関して、校長会や教頭会で情報提供を図ります。	学校教育課	管理職研修会及び教育相談・生徒指導連絡協議会での周知および関係機関への周知と連携強化	・特になし	B	・引き続き国・県・関係機関等から提供されるものや本市として提供できる情報を必要に応じて各校へ提供を行っていく。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	計画			実施結果			
			事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
11	1. 性別役割分業の解消	(3)ワークライフバランス等の推進	男女雇用機会均等法などの周知・理解促進	・男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法、労働基準法、パートタイム労働法、労働時間等設定改善法等について、名護市ホームページ等に継続して掲載し周知に努めます。また、リーフレット等の設置・配布により、各法の趣旨の理解促進を図ります。	商工・企業誘致課	沖縄県女性就業・労働相談センターが実施している、相談窓口及び女性のキャリアアップセミナーや労働関係等の各種セミナーの開催において、市ホームページでの掲載や本庁内の雇用コーナーにチラシを設置するなど周知を行いました。	特になし。	B	引き続き、県やハローワーク等の関係機関と連携しながら、周知に努めるとともに、市内での窓口相談やセミナー開催について検討していきたいと考えております。
12	1. 性別役割分業の解消	(3)ワークライフバランス等の推進	柔軟な働き方の周知・普及	・国や県が行う働き方改革セミナーなどについて名護市ホームページ等に掲載し、柔軟な働き方の普及を図ります。また、仕事と家庭の両立支援を推進している企業等について、広報誌「市民のひろば」等で紹介を行うなど、柔軟な働き方の普及に努めます。	商工・企業誘致課	県や沖縄労働局が行う柔軟な働き方・休み方を見直すための取組みを促進するために、市ホームページで掲載を行いました。また、「市民のひろば」において、働き方改革やテレワークを導入し、子育て世代にも配慮した労働環境・体制づくりを実施している企業の紹介を行いました。	特になし。	B	国や県等が行う働き方改革セミナーなどの周知・普及について、継続した取組みを実施していきます。
13	1. 性別役割分業の解消	(3)ワークライフバランス等の推進	一般事業主行動計画の周知	・次世代育成支援対策推進法や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、名護市ホームページ等に継続して掲載し周知に努めます。	商工・企業誘致課	一般事業主行動計画について、周知できておりません。また、国や県等の関係機関からの周知依頼等もありませんでした。	市内において、個人事業主や小規模企業者が多い中、計画書の策定に係る分析や目標の設定が難しい状況があると思慮されます。	D	商工会等と意見交換を行いながら、周知に努めていきます。
14	1. 性別役割分業の解消	(3)ワークライフバランス等の推進	商工会等を行う各種講座に関する情報提供	・ワークライフバランスの推進に繋がるよう、商工会や名護市マルチメディア館等において行われる各種講座に関する情報を提供します。	商工・企業誘致課	特区施設入居企業を対象として、特定非営利活動法人NDAが実施する講座等に関する情報は、チラシ・ポスターの掲示や、メール配信等により周知を行った。また、産業支援センター入居企業に対し、商工会を通じて、ハローワーク等が実施するセミナー等に関する情報提供を行った。	特になし。	B	引き続き、商工会やNDAと連携しながら、市内事業者や産業支援センター入居企業及び特区施設入居企業を対象とした周知に努めます。
15	1. 性別役割分業の解消	(3)ワークライフバランス等の推進	パワー・ハラスメント防止に関する周知啓発	・市内の企業等に対し、2020（令和2）年4月1日からすべての企業でパワー・ハラスメント防止措置が義務化されたことや、ハラスメントは人権侵害であるといった社会的な認識、関連する法律・省令等について、国や県などの広告物等の活用や市のホームページ等での周知を図ります。	商工・企業誘致課	事業主が職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことのリーフレットや県が実施している無料労働相談のチラシを市の就労コーナーや当課事務所の窓口に設置しました。	特になし。	B	引き続き、広報物等の活用や市のホームページ等での周知を図ります。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

計画						実施結果			
No.	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
16	1. 性別役割分業の解消	(4)男性の家事・育児参加の促進	夫婦及び親としての役割に関する意識啓発	・夫婦ともに親となる準備ができるよう話し合う機会として、「プレママ・パパのつどい」の開催を継続します。また、「両親学級」を通じて、親としての役割や子育ての関わり方、パートナーへのサポートの必要性について周知を図ります。	健康増進課	<p>【赤ちゃんのお世話体験会】</p> 市内の子育て支援センターにて、妊娠24～35週頃の妊婦を対象に、妊娠後期の母体の変化や胎児の成長について学習し、沐浴や着替え、おむつ交換等の体験も取り入れた。 実績：妊婦24名、パートナー18名 参加率66.7%	<p>【赤ちゃんのお世話体験会】</p> 子育て支援センターの収容人数が限られており、参加人数も限定していたため開催場所の検討が必要。また名護市の健康課題解決に向けた内容へシフトし、課題解決に努める必要がある。 <p>【両親学級】</p> 名護市の健康課題に沿った教室内容へ検討が必要。	B	妊婦の課題（やせ、貧血等）を解決するために対象妊婦及び保健指導内容を見直し、実施予定。（名称変更：赤ちゃんのお世話体験会→プレパパママ交流会） ※両親学級については令和7年度補助金交付要綱改正に伴い廃止とし、プレパパママ交流会へ統合とする。
17	1. 性別役割分業の解消	(4)男性の家事・育児参加の促進	料理教室や親子料理教室等の充実	・公民館講座で取り組んでいる「男の料理教室」や「親子料理教室」について継続実施を図るとともに、父親・男性が参加しやすいよう、工夫を行います。また、参加者や市民との対話を通して講座内容の充実に繋がります。	地域力推進課	<p>「男の簡単料理講座～おつまみ編～」 「男の簡単料理講座～大人のイタリアン～」の2回実施。両方に参加した方もおり、男性を対象とした料理講座は好評であった。親子料理講座は「琉球菓子講座～琉球料理传承人から学ぶ～」を実施し、親子が触れ合う機会となった。</p>	今年度は女性の家事軽減と男性の興味をそそるような内容という2視点から講座を企画する予定であったが、男性の興味をそそるような講座が実施できなかった。	C	「筋力アップ料理教室」や「縄結び講座」等の料理教室以外の男性の興味をそそるような講座を企画したい。また、親子向けに市営市場を活用した「親子料理教室」も開催予定。
18	1. 性別役割分業の解消	(4)男性の家事・育児参加の促進	育児・介護休業に関する啓発	・名護市ホームページやSNSのほか、広報誌「市民のひろば」、「あい・愛だより」を通じて、男性取得者の体験などを紹介することで、男性の育児・介護休業取得に向けた意識啓発を図ります。	地域力推進課	名護市広報誌「市民のひろば」12月号で育児休業制度の記事を掲載し、就業規則に育児休業に関する規定がなくても法律に基づき取得することができることや出生時育児休業制度（産後パパ育休）について周知しました。	男性取得者の体験談の紹介について、情報収集ができておらずR6年度紹介できていないため、次年度実施する必要があると考えています。	C	男性の育児休業または介護休業取得者の体験談を「あい・愛だより」やホームページなどに掲載し、意識啓発を図りたいと考えております。
19	1. 性別役割分業の解消	(5)ケアに関する負担の軽減	待機児童解消に向けた受け皿の確保	・待機児童解消のため、名護市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、認可保育施設等の新設・増築等を検討し、受け皿の確保に努めます。また、関係機関等との連携のもと、保育士の確保に努めます。	保育・幼稚園課	<p>・小規模保育保育事業所の新規運営法人2者を選定し、令和7年4月利用申込からの受け入れを開始した。</p> <p>・保育士確保や負担軽減、離職防止等の取組として、「保育士試験対策講座」や「保育士正規職員雇用支援事業」、「保育士等緊急確保事業」など各種事業の実施と併せ「市内保育施設等見学ツアー」や、沖縄県とも連携し「沖縄県保育士合同就職説明会」を実施</p> <p>上記取組みにより、令和7年4月1日現在の待機児童は昨年と比べ23名減の4名となった。</p>	昨年に比べ待機児童が減少したが、解消には至っておらず、依然として保育士不足の状況は続いているため、引き続き保育士確保に努める必要がある。	A	これまでに実施してきた保育士確保に関する事業を継続的に実施するとともに、令和7年度から新たに「名護市保育士等継続応援事業（仮称）」を実施し、所得面で処遇を改善することで、保育士等の離職防止に努める。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	事業	計画		実施結果			
				事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
20	1. 性別役割分業の解消	(5)ケアに関する負担の軽減	子育てを支える多様な保育サービス等の提供	・延長保育事業、預かり保育事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、利用者支援事業などの実施を通じて、安心して子育てできる環境の整備を図ります。	保育・幼稚園課	延長保育事業、預かり保育事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、利用者支援事業を実施し、多様な保育ニーズに対応した。	延長保育事業については、一定数の利用ニーズがあるにもかかわらず、利用人数の減少や保育士不足等により、事業実施を取りやめる園があり、昨年度に比べ利用人数が減となった。病児保育事業については、慢性的にキャンセル待ちが発生している状況に加え、保育士不足等により、令和6年度から1施設が休止となり受け皿が不足している。	C	延長保育については、継続的な保育士確保策の実施と併せて、事業を実施していない園や取りやめた園に対して、実施を働きかける必要がある。病児保育事業については、受け皿確保のため、既存施設の定員増及び新規事業者の選定を予定している。
21	1. 性別役割分業の解消	(5)ケアに関する負担の軽減	放課後児童クラブの充実	・放課後児童クラブの充実を図り、安心して子育てできる環境の整備に努めます。	子育て支援課	児童クラブの新設や既存施設の定員数の増	待機児童の解消	B	今後も地域のニーズに応じて、クラブの新設、既存施設の定員増に取組む
22	1. 性別役割分業の解消	(5)ケアに関する負担の軽減	「子どもの家」事業の充実	・「地域の子どもは、地域で見守り育てる」ことを目的に、放課後や週末、長期休暇中に子ども達が安全・安心に過ごせる居場所づくりとその充実に努めます。	地域力推進課	地域の要望より、学校、区、サポーターと協議を行い、新たに2カ所の子どもの家の開設を行った（真喜屋小、瀬喜田小）。	引き続き、地域の要望を伺いながら、子どもの家の運営を実施していきたい。	B	次年度より、子育て支援課が主管課となり、子育て支援に関して包括的に取り組む。
23	1. 性別役割分業の解消	(5)ケアに関する負担の軽減	介護保険サービスの充実	・介護者の負担軽減を図るため、名護市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、介護保険サービスの充実に努めます。	介護長寿課	策定した第10次あけみお福祉プランの施策に基づき、介護保険サービスの充実にのため新規施設整備について取り組んだ。また介護についての様々な情報を市広報誌やパンフレットを作成し配布を行った。	新規施設整備について取り組んだが、事業者の選定にまで至らなかった。市内の状況を再度調査し、問題点の掘り起こしが必要である。	B	策定した第10次あけみお福祉プランの施策に沿って、介護サービスの充実に努めていく。また介護に関する様々なことについて、市広報誌やHP、パンフレットなどを活用し周知を図っていく。
24	1. 性別役割分業の解消	(5)ケアに関する負担の軽減	在宅福祉サービスの充実	・軽度生活援助員派遣事業等の在宅福祉サービスの充実を図ります。なお、当該事業は一人暮らしの自立高齢者が要介護状態にならないよう簡単な家事援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にすることで、ケア負担の軽減を図ります。	介護長寿課	軽度生活援助員派遣事業を継続して実施し、日常生活を営むのに支障がある単身高齢者世帯に対して、生活援助のための援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行った。令和6年度の利用者数は4名となっている。	類似事業として、介護保険制度の介護予防・生活支援サービスとして「高齢者家事お助け隊（訪問型A）」も実施しており、事業内容や対象要件が同様であるため、事業整理が必要である。	B	地域型包括支援センターと連携を取りながら、利用者に適した支援を提案し継続していく。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	計画					実施結果			
	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
25	1. 性別役割分業の解消	(5)ケアに関する負担の軽減	家族介護者教室等の充実	・家族介護者の負担軽減等を図るため、家族介護者教室や家族介護者交流事業を継続します。あわせて、広報誌「市民のひろば」や高齢者いきいき便利帳などを通じて事業の周知に努めます。	介護長寿課	・在宅介護を行っている家族に対し、介護における知識や技術を得るための教室を5回、介護者が抱える介護の不安軽減等を図る機会としての交流会を5回開催した。また、市民のひろばや高齢者いきいき便利帳への掲載のほか、介護保険被保険者証送付の際に本事業の案内文書を同封し、周知・啓発を図った。	今後高齢化が進む中、在宅介護を行っている家族にとって本事業は増々重要と思われるが、新規申請者が少なく、対象者の掘り起こしが課題となっている。	B	今後も事業の周知・啓発と対象者の掘り起こしを継続していく。また、事業内容についても、検証し対象者が参加、継続しやすい内容を検討していく。
26	1. 性別役割分業の解消	(6)ひとり親等の経済的自立の促進	各種就労支援制度の周知	・高等職業訓練促進給付金事業や自立支援教育訓練給付金事業等、各種就労支援制度について、名護市ホームページ等での周知に努め、ひとり親家庭の自立促進を図ります。	子育て支援課	・高等職業訓練促進給付金事業 ・自立支援教育訓練給付事業	・国家資格等を取得することで、必要とされている就労へと繋がることを目的とする。今後もひとり親の自立に向けて周知を進めていきたい。	B	・ニーズはあるため、継続して実施する必要がある。
27	1. 性別役割分業の解消	(6)ひとり親等の経済的自立の促進	ひとり親家庭等を対象とした就労相談の実施	・ハローワークとの連携のもと、児童扶養手当現況届の際に就労相談日の設定を行うとともに、その周知及び利用促進を図ります。	子育て支援課	・就労に関する相談があった場合は、くらしと仕事の相談センター「さぼんちゅ」との連携	・児童扶養手当現況届時を利用して、必要な情報提供を行うなど、ひとり親家庭の自立を促す。	B	・継続して実施する。
28	1. 性別役割分業の解消	(6)ひとり親等の経済的自立の促進	ハローワークとの連携による就労支援	・庁内掲示板等にハローワークからの求人情報を掲示するとともに、ハローワークとの連携のもと、ひとり親等の就労支援を行います。	商工・企業誘致課	庁内掲示板等でハローワークからの求人情報の掲載や、県やハローワーク等が主催する求職者向けの企業説明会の周知を行いました。ひとり親の就労支援に特化しているものはないため、評価Fとしております。	ひとり親等の経済的自立の促進については、福祉部やこども家庭部とも連携しながら取り組む必要があります。	F	令和3年2月に市と沖縄労働局とで締結した「名護市雇用対策に関する協定」において、毎年沖縄労働局・ハローワーク名護と市の関係部署が集まり、名護市雇用対策協定運営協議会を開催しており、その中で意見交換や情報共有を行っています。
29	2. 社会における影響力の偏在解消	(1)地域における男女共同参画の推進	自治会等役員への女性参画促進自治会等役員への女性参画促進	・自治会等の地域社会を構成する団体に対し、方針決定やその過程に女性の参画が進むよう、男女共同参画に関する情報提供を行います。	地域力推進課	例年に引き続き、令和6年度も各自治会に対して女性登用率の調査を実施した結果、自治会役員の登用率は18.9%となっており、目標値を達成することができませんでした。 各自治会に現状を理解していただき改善に向けての取組を促すため、各自治会へ調査結果を報告するとともに目標値40%の達成に向け、女性役員登用の協力依頼を行いました。 また、自治会に女性参画促進について理解を深めていただくため、名護市及び名護市女性ネットワーク協議会にて開催する男女共同参画に関する口座に参加案内した結果、2自治会からの参加がありました。	毎年、各自治会へ女性登用についての協力依頼を行っているが、自治会の女性登用率はまだまだ低く、女性が参加しやすい環境が整っていないと考えます。 登用率向上に向けては、これまでの風潮にとらわれず、地域住民一人一人が女性参画に対する意識をたかめていく必要があると考えるため、住民の意識改善や認知向上が課題と考えます。	B	引き続き、各自治会へ女性役員登用の協力依頼を行うとともに国や県、関係団体からの情報を積極的に共有し、地域住民の意識啓発に努めます。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

計画					実施結果				
No.	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
30	2. 社会における影響力の偏在解消	(1) 地域における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の実施	・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（内閣府）などを参考に、防災会議や施策立案の場への女性の参加促進及び広報誌「市民のひろば」等での男女共同参画視点による防災啓発を行います。また、被災時の備蓄等に際しては、男女のニーズの違い等に充分配慮します。	総務課	R6年度に開催した名護市国民保護協議会に女性防火クラブ及び女性会の代表者が参加。男女共同参画視点による防災啓発訓練を実施。（自主防災会等） 備蓄等については女性のニーズに配慮し生理用品等の備蓄を実施。	・防災部門の係に女性職員が配置されてないことから防災全般を含め女性視点での思案、意見が希薄である。	B	災害時、支援を必要とする者は老若男女問わないことから訓練参加の呼びかけ、広報誌等を活用し防災啓発の取組の実施。 備蓄等(生理用品等)の充実。
					消防本部予防課	名護市国民保護協議会会議への参加。	名護市国民保護協議会会議の内容が女性防火クラブ役員会等で情報共有されていなかった。	C	防災会議・国民保護協議会会議・各地区自主防災組織会議等の場への参加促進及び情報共有。 広報誌等で男女共同参画視点による防災啓発を行います。
31	2. 社会における影響力の偏在解消	(1) 地域における男女共同参画の推進	各種女性団体に対する活動支援の実施	・男女共同参画社会の実現に向け、先駆的・実践的な取り組みを行っている各種女性団体（女性ネットワーク協議会・更生保護女性会・母子寡婦福祉会・女性会・女性防火クラブ）に対し、補助金交付を継続します。また、各種団体の取り組みの充実に向けた情報交換や連携強化を図るとともに、活動支援を通じて人材育成を促進します。	総務課	名護市更生保護女性会に対し補助金を交付し、情報交換等を行い活動支援を実施。	補助金交付等、本市に対する申請手続に関し調整が必要。	B	補助金交付を続けながら、情報交換等の活動支援を引き続き行う。
					地域力推進課	女性会の団体支援として、団体の相談業務や研修会の実施等を実施した。（人材育成係）  名護市女性ネットワーク協議会の団体支援として補助金を交付し、会計年度任用職員を事務局として配置し講演会開催等支援を実施した。（地域協働係）	会員の減少、会長の負担等が課題となっている。  会員の高齢化が課題となっている。	B	団体の在り方や活動内容などについて、支援を実施していきたい。
					子育て支援課	・名護市母子寡婦福祉会への運営補助金交付	・ひとり親家庭の支援事業について、周知と活用促進連携を進め、今後も継続する。	B	・継続して実施する。
					消防本部予防課	実施なし。		D	毎年実施している炊出し訓練、救命講習等に各種女性団体に参加を募り災害時に対応できる人材育成を促進します。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

計画						実施結果			
No.	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
32	2. 社会における影響力の偏在解消	(2)女性の起業支援・能力発揮促進	起業についてのアドバイスの充実	・起業しようとする女性等を支援するため、名護市産業支援センターに配置しているインキュベーション・マネージャーの活用により、経営全般や販売ルート等の各種アドバイスを実施します。	商工・企業誘致課	インキュベーションマネージャーや商工会の経営指導員により、創業・起業しようとする方への相談窓口や創業支援事業計画に係る支援など、成長段階に応じた支援を実施しました。	特になし。	B	引き続き、インキュベーションマネージャーを活用し、創業に係る支援を行うとともに、県等が行う各種セミナーや相談窓口について、周知を行っていきます。
33	2. 社会における影響力の偏在解消	(2)女性の起業支援・能力発揮促進	インキュベーション施設（起業家オフィス）の周知	・女性起業家等、起業しようとする市民をハード面でサポートするため、名護市産業支援センターにおける起業家専用低賃料オフィススペース及び設備について、周知及び活用促進を図ります。	商工・企業誘致課	産業支援センターのインキュベーション施設は、R7.3.31時点で満室となっております。	特になし。	B	今後も、インキュベーションマネージャーを活用し、入居につなげるための支援を実施していきます。
34	2. 社会における影響力の偏在解消	(2)女性の起業支援・能力発揮促進	地域若者就労支援事業の周知	・働くことについて様々な悩みを抱えている若者（15歳から49歳くらいまで）への就労相談や職場でのマナー講座等を開催している地域若者就労支援事業について、周知を行います。	商工・企業誘致課	若年者の雇用対策のため、県が実施している職場訓練等による就業後の定着支援を行う、ジョブトレーニング事業の、ポスター掲示及びチラシ設置による周知や相談窓口等における事業案内を行いました。	特になし。	B	引き続き、ハローワーク等の関係機関及び庁内の関係部署とも連携しながら、地域若年者の周知に努めていきます。
35	2. 社会における影響力の偏在解消	(2)女性の起業支援・能力発揮促進	起業支援に資するセミナー等の受講促進	・名護市産業支援センターや沖縄県産業支援センターにおいて行われる起業関連のセミナーについて、広報等により随時周知を図り、受講を促進します。	商工・企業誘致課	起業関連のセミナーについて、市のHPや庁舎内の雇用コーナーで周知を行いました。また、名護市産業支援センターで行われるセミナーにおいては、商工会を通じて産業支援センターの入居企業に周知を行いました。	特になし。	B	引き続き、広報等により周知を図り、受講の促進に努めます。
36	2. 社会における影響力の偏在解消	(2)女性の起業支援・能力発揮促進	家族経営協定の普及	・農業経営に際し、女性の労働が適正に評価され、安全で快適に働くことができるよう、労働報酬、経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について話し合い、決定する家族経営協定の締結に向けた普及活動を行います。	農業政策課	締結件数0件（※家族経営協定の策定及び締結に関する相談等が無かった。）	家族経営協定の策定・締結は、家族経営体が農業経営について取り決めを行う任意の取組みとなっており、関係する補助事業の希望者がいない場合は当該取り組みを行う者がいないのが実情としてある。	E	家族経営協定の普及は、家族経営において相互に対等な立場での経営体制の構築を図り、農業経営をより充実、成長させることを趣旨としているため、今後も窓口等での相談がある場合は策定支援を図っていく。
37	2. 社会における影響力の偏在解消	(2)女性の起業支援・能力発揮促進	女性の能力発揮促進に向けた講座情報の提供	・沖縄県男女共同参画センターにいるの講座など、エンパワーメントに繋がる知識や技術を習得する講座等の情報の提供に努めます。	地域力推進課	女性のエンパワーメントにつながる講座について、沖縄県男女共同参画センターにいる講座や琉大未来共創フォーラム、なは女性センター等の講座情報を関連団体へ提供しました。また内閣府主催のリコチャレ（女子学生の理工チャレンジ）について市ホームページへ掲載し周知しました。	特になし	B	引き続き、国や県（男女共同参画センター）、他市町村、関係団体が開催する講座について情報収集し、情報提供したいと考えております。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

計画						実施結果			
No.	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
38	2. 社会における影響力の偏在解消	(2)女性の起業支援・能力発揮促進	女性リーダーの育成促進	・国際性豊かな女性リーダーを育成するため、沖縄県女性の翼の会が実施する沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」への派遣を継続します。あわせて、日本女性会議等への市職員や女性ネット会員の参加を図ります。	地域力推進課	「女性の翼」海外セミナーについて名護市女性ネットワーク協議会へ情報提供し参加者を募りましたが、応募はありませんでした。 ・日本女性会議について、R6年開催は開催がなく、R7開催予定の会議に市職員を派遣するため予算要求を行いました。	女性の翼海外セミナーは参加費が高額なため個人参加が難しく、年齢制限（25～65歳）があるため参加者が限られている。	B	女性の翼海外セミナーについて関連女性団体に周知を行い、応募者があるときは派遣手続きを行います。 女性会議は、R7年10月に日本女性会議in檳原市（奈良県）に職員1名が参加する予定です。
39	2. 社会における影響力の偏在解消	(3)意思決定の場・過程への女性の参画促進	女性職員の管理職への登用の促進・支援	・女性職員同士の部署・役職間の垣根を越えた情報共有や相談ができる場の設置に加え、各種研修を実施し、女性職員の管理職への登用の促進・支援を図ります。	人事行政課	令和6年度における女性職員の管理職への登用率は18.5%と前年度と比較して0.1%の増となった。 <過去3年実績>参考値 R3：18.1%、R4：21.5%、R5：18.4%	女性職員のみならず、管理職への登用に抵抗がある職員が一定数存在している。	B	管理職としての役割や、人材育成等の研修の充実に加え、R6年度に実施出来なかった女性管理職と係長級以下の職員同士の意見交換の場の設置など、女性管理職の登用を促進するための取り組みを進めていきたい。
40	2. 社会における影響力の偏在解消	(3)意思決定の場・過程への女性の参画促進	女性職員の職域拡大	・男女比に偏りのない配置を推進していくなど女性職員の職域拡大を図り、女性の能力発揮を促進します。	人事行政課	性別に関係なく、能力や適正に応じた人事配置を行っている。	資格職が配置されている部署によっては男女比率に偏りが生じている。（保育教諭職や保健師職）	C	性別に関係なく、職員の体力面や安全面へ配慮することに加え、プライベート等の諸事情等を考慮の上、能力が十分に発揮できるよう引き続き適正な人事配置に努めたい。
41	2. 社会における影響力の偏在解消	(3)意思決定の場・過程への女性の参画促進	各種審議会等委員への女性の登用促進	・審議会・委員会委員の選任について、男女それぞれの意見が反映されるよう各所管課との調整を行い、女性委員の登用促進を図るとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消を図ります。	地域力推進課	審議会等委員の女性の登用状況調査を行い、当計画で目標としている40%を下回った審議会等へその理由を求めました。 ・女性委員ゼロの審議会の数 R6年度 1（監査委員会 2名中0人）	女性登用率の目標を下回った審議会からは「充て職のため」、「適材の女性がない」との理由が挙げられました。	B	引き続き、各審議会に対して協力依頼し、審議会等への女性登用率40%に向けて取り組みます。
42	2. 社会における影響力の偏在解消	(3)意思決定の場・過程への女性の参画促進	女性人材の情報収集と発掘	・個人情報に配慮しつつ、各分野で活躍する女性人材に関する情報の収集・整理・発掘に努め、女性人材リストとして審議会・委員会の推薦等に役立てていくことを検討します。	地域力推進課	令和6年度は地域力推進課にて関係する団体を対象に名護市女性ネットワーク、名護市女性会、他4団体から委員名簿を収集し、女性人材リストを作成しました。	人材リストの作成については、積み上げ件数がまだまだ少ないため、各種審議会・委員会の推薦に役立てていくためにはさらなる人材の発掘が必要であると考えます。 また、当該リストが推薦等に活用された実績がないためリストの効果的な活用方法を検討する必要があります。	B	名簿収集や女性人材情報の収集については、他の団体や企業にも視野を広げ、さらなる人材リストの増加に取り組みたい。また、今後は作成したリストを役立てるため、個人情報に配慮し適切な活用方法を検討したいと考えます。

第3次名護市男女共同参画計画『あい・愛プラン』施策実施状況点検・評価シート（令和6年度）

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	計画			実施結果			
			事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
43	2. 社会における影響力の偏在解消	(3)意思決定の場・過程への女性の参画促進	政治分野における男女共同参画推進への取組み	・女性の政治参画を推進するための意識啓発講座等の開催を検討するとともに、国内外の情報を収集し、広報・周知を行います。	地域力推進課	沖縄県・おきなわ女性財団が開催する女性の政治参画についての講座を関連団体に周知しました。	意識啓発講座については前年度開催したため他テーマを優先し、R6年度未実施でした。	C	名護市女性ネットワーク協議会に協力を仰ぎ、令和7年度（11月）に女性の政治参画についての講演会等を開催する予定です。
44	2. 社会における影響力の偏在解消	(3)意思決定の場・過程への女性の参画促進	企業におけるポジティブ・アクションの事例収集・紹介	ポジティブ・アクションとして女性を積極的に登用し、職域拡大や管理職登用を行っている企業の事例を収集し、必要に応じて市ホームページ・広報誌「市民のひろば」等で紹介します。	地域力推進課	企業におけるポジティブ・アクションの事例収集・紹介を行うことができませんでした。	好事例の紹介が未実施でした。	D	関連団体や国等から情報を収集し、啓発活動に努めます。
					(商工・企業誘致課)	企業におけるポジティブ・アクションの事例収集・紹介を行うことができませんでした。	特になし。	D	商工会や特定非営利活動法人NDAと意見交換を行いながら、企業の情報収集を行っていきます。
45	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(1) 思春期保健対策の推進	発達段階に応じた性教育の実施	子ども達の発達段階に応じた性教育の実施を図ります。具体的には、総合的な学習の時間等を活用した性に関する講演会の開催をはじめ、保健体育の授業における発達段階に応じた性教育、世界エイズデーに合わせた特設授業等を行います。	学校教育課	・各校において、保健体育の授業や道徳の時間の活用、並びに専門家等を活用した性に関する教育の推進 ・発達段階に応じた性教育・世界エイズデーの取り組みとしての特設授業の実施	・特になし	B	発達段階に応じた性教育の充実を図るため、必要に応じて研修会等を開催し、教職員の資質向上や指導力の向上を図る。
46	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(1) 思春期保健対策の推進	中学生向け思春期教育の実施	・保健体育や道徳の時間を活用し、思春期の自身の心理についての変化と対応について理解する教育の充実を図ります。	学校教育課	保健体育の授業や道徳の時間を活用した教育の推進	・特になし	B	各校の保健体育や道徳、特別活動等で取り組まれている男女共同参画の視点について、必要に応じて教育委員会として指導・助言・研修等を行う。
47	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(1) 思春期保健対策の推進	公民館講座における保護者を対象とした思春期講座の実施	・公民館講座において、保護者を対象に性やジェンダーをテーマとした思春期講座の開催を行うとともに、講座内容の充実を図ります。	地域力推進課	一般、保護者を対象とした講座として、心理学講座、アジサン類講座&観察会、宇宙に関する講話や星空観察会、首里城破損瓦クラフト講座、防災講座、ボードゲーム、e-sport講座、琉球菓子講座等を開催した。	親子を対象とした講座はテーマ設定や講師の選定等が幅広いため開催しやすいが、保護者を対象とした思春期講座は、対象者ニーズがあるのか不明である。	D	対象者である保護者から性やジェンダーをテーマとした講座に対し、ニーズがあるのか確認する必要がある。
48	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(1) 思春期保健対策の推進	生命（いのち）の安全教育の推進	・児童生徒の発達段階や各校の状況を踏まえつつ、子どもが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育の推進を図ります。	学校教育課	各校において、保健体育の授業や総合的な学習の時間の活用、並びに専門家等を活用した性に関する教育の推進	・特になし	B	発達段階に応じた性教育の充実を図るため、必要に応じて研修会、専門家を活用し、教職員の資質向上や指導力の向上を図る。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

計画						実施結果			
No.	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
49	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(1) 思春期保健対策の推進	「若年層の性暴力被害予防月間」の周知	・名護市のホームページやSNSのほか、広報誌「市民のひろば」や男女共同参画情報誌「あい・愛だより」において、毎年4月1日～4月30日が「若年層の性暴力被害予防月間」にあたることを周知するとともに、各種相談先についても周知を図ります。	地域力推進課	名護市公式の各種SNSとホームページで、「若年層の性暴力被害予防月間」と相談先について掲載しました。また内閣府が作成したポスターを市役所と中央公民館にに掲示し、市民への周知を図りました。	市広報誌「市民のひろば」への記事掲載について特集記事未実施。	C	引き続きSNSとホームページでの周知を実施し、市民のひろば等紙媒体での周知を行います。
50	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(2) 健康支援の推進	妊産婦等への支援の充実	・親子（母子）手帳発行時に全ての妊婦に面接相談を行い、支援が必要な妊産婦に対しては、医療機関等と連携し個別支援を充実していきます。	子育て支援課	・親子（母子）健康手帳発行時に全ての妊婦に面接を行い、支援が必要な妊婦に対しては、地区担当保健師へつなぎ、必要に応じてこども家庭センターと連携して支援を行った。また、医療機関と月1回連絡会議を開催し、対象者の状況確認や支援方針の共有を図った。		B	支援が必要な妊婦を総合的な視点で判断できるよう、面談者のスキルアップを図るため研修等を受講する。
				・また、不妊治療を受ける方に対し、通院にかかる交通費の一部補助を行い経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課	【不妊治療に係る交通費助成金事業】 名護市民（1年以上在住）で不妊治療を受ける方の経済低負担の軽減が図れた。令和6年度助成金申請者計123人	【不妊治療に係る交通費助成金事業】 事務処理が遅れ、申請受付から助成金支給（振込）まで期間を要することが多々あった。		
51	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(2) 健康支援の推進	健康相談・健康教育の充実	・健康不安への対応を図るため、乳幼児の健康相談や地域ニーズに合わせた健康教育等、各種健康相談・健康教育の充実を図ります。なお、男性については、参加者が少ないことから、休日の健康相談実施等、利用しやすい方法を工夫検討していきます。	健康増進課	・市民ほっと健康相談は一定の利用者がおり、特に乳児期の発育や離乳食について気軽に相談できる場となっている。 ・市内小学校へ出向き、学童・思春期の関心に沿った健康教育を実施した。また、成人期の健診受診者へ生活習慣病における健康課題解決に向けた健康教育を実施した。	・課内専門職（保健師や管理栄養士等）のマンパワー不足から健康教育に限りがある。	B	・名桜大学や連携協定等と連携した健康教育を実施することにより、多くの市民へ健康に関する情報が普及啓発できるよう調整を図る。
52	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(2) 健康支援の推進	住民健診・婦人がん検診等の充実	・生涯を通じて健康に過ごせるよう、集団健診や個別健診等の充実を図ります。また、特定の年齢に達した女性に対して、婦人がん検診（子宮頸がん及び乳がんの検診）の受診票を配布し、受診勧奨を図ります。	健康増進課	【婦人がん検診の実施】 ・集団検診及び個別検診の実施。 集団検診は子宮頸がん検診9回、乳がん検診5回実施。 個別検診は医師会病院等と契約を行い、名護市内外の病院で実施。 ・実績：乳がん検診1,102人（集団83人、個別1,019人）子宮頸がん検診1,538人（集団267人、1,271人）	集団検診の受診者が減っている。特に名護地区での受診者数が減っている。	B	集団検診受診者が減少し、個別検診受診者が増加しているため、集団検診の実施回数や場所の変更を検討する。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	計画					実施結果			
	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
53	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(2) 健康支援の推進	「性と生殖に関する健康と権利」を学ぶ機会の提供	・「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念について普及を図るため、講演会等の実施に努めます。なお、若い市民の参加を図っていくため、広報等の工夫に努めます。	地域力推進課	沖縄県が開催する「性と生殖に関する健康と権利」に関する講演会の参加募集案内を庁内職員に情報提供を行いました。また、中央公民館にてポスターを設置し一般市民向けに情報提供を行いました。	本年度は、県の実施する講演会の案内を行いました。名護市からの参加者が把握できていないため効果を確認することができていません。	B	引き続き、職員、市民に対して情報提供を行い広報活動を実施します。 また、市民への普及促進について市単独による講演会の開催等、より効果的な方法を検討したいです。
54	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(2) 健康支援の推進	生理用品の無償配布の実施	・家庭環境や経済的理由などから生理用品を自ら用意することが難しい方に対して、生理用品を無償で配布する取組を、名護市社会福祉協議会と連携しながら引き続き実施します。	生活支援課	・周知チラシについては市内コンビニ、スーパー、J A、郵便局等102カ所。電光掲示板(市民会館・市営市場)、名護市LINE SNS、市民のひろば、なぐなぐ等。 受取⇒生活支援課、4支所、社協、二見公民館、古我知公民館、田井等公民館。 配布状況(年間)⇒ナプキン：1,148袋 ⇒タンポン：247箱 ※参考：令和5・6年度配布状況一覧参照	・実際に必要であるが受取り等に躊躇している人たちへの支援、アプローチ方法。	B	・引き続き生理用品の配布と周知活動を行っていく。課題となっている受取り等に躊躇している人たちへの支援、アプローチ方法については、実際に公共の場(市役所トイレへ設置等)試行的に実施してみることで課題の解決へ繋がるのではないかと。
55	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(2) 健康支援の推進	介護予防の普及啓発の推進	・ミニデイサービスやもの忘れ教室等の実施を通して、高齢者が早いうちから自ら介護予防、認知症予防等に積極的に取り組めるよう、介護予防の普及啓発を図ります。	介護長寿課	ミニデイサービス 52カ所（延23,501人）、もの忘れ予防教室5カ所（実79人、延233人）の方へ介護予防や認知症に関する普及啓発を図ることができた。	ミニデイ支援者がいないことで未実施となっている地区がある。もの忘れ予防教室参加者が少ないことが課題。	C	生活支援コーディネーターと情報共有し、ミニデイ支援者の発掘を継続して実施。市のSNS等で引き続き事業について周知していく。
56	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(3) 性の多様性・人権教育等の推進	性の多様性に関する理解の促進	・市民向け講座や講演会、市職員向け研修会を通じて、LGBTQ など性の多様性について正しく理解するための啓発活動を行います。	地域力推進課	9月に講演会の開催を予定していましたが、講師派遣の日程が取れず開催を見送ることとなりました。 講演会や研修会を開催することはできませんでしたが、6月の男女共同参画月間に小中高生、一般を対象に標語コンクールを実施した結果、約400件の応募があり多くの方に対して認知向上に取り組むことができました。 また、11月の女性に対する暴力をなくす運動パネル展にて県の相談窓口（LGBTQにじいろ相談）を紹介し周知を行いました。	派遣依頼する講師の人材に限られているため、講師選定が課題です。	C	確実な講習会の開催に向けて派遣講師の選定を早めに取り組むとともに、派遣する講師候補者の人材発掘に取り組み、後年においても継続できる体制を整えます。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	事業	計画		実施結果									
				事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等						
57	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(3) 性の多様性・人権教育等の推進	多様な性に留意した、申請書等における性別欄の見直し	・申請書等各種様式における性別欄について、記載の必要性について改めて検討し、尋ねる必要がなければ性別欄を削除するなど見直しを行います。	全課 (人事行政課)	職員採用試験に係る受験申込（電子申請）を行う際、性別（男性・女性）の選択項目を必須としていない。	職員採用試験の応募者等の男女比率の検証が困難となる。	B	職員採用試験を実施するにあたり、性別を確認する場合は、合理的な理由である場合を除き、引き続き、必要最小限とする。						
					全課（地域力推進課）	公民館講座アンケートや施設に関するアンケート等に性別記載欄を設けていますが、回答項目に男女のみならず「どちらでもない」を追記しました。（中央公民館係） 前年から引き続き、法律相談の相談票は「男・女・その他」の選択欄を設けまた、男女共同参画講座アンケートは性別の設定なしとしています。（地域協働係）	当課において、性別記載を求めている申請書等はありませんが、アンケート等を実施する場合は配慮します。			B	アンケート等で性別欄を設ける際は、今年度と同様に対応します。				
					全課（屋我地支所）	・戸籍・住民票・諸証明・印鑑・市県民税・固定資産税・納税・車・料金別申請書について性別欄の設定をすでに削除済。	性別欄が設定されている申請書等については、削除の検討と必要な場合は選択肢を設けるなどの工夫が必要。					B	申請書類等を新たに作成する場合は、性別欄の必要性について検討し、必要に応じた様式になるよう留意する。		
					全課 (久志支所)	久志支所で取り扱う申請書類等は市民課等管轄と久志支所単独で取り扱う申請書類等があり、どちらも既に性別欄が削除されている。  市民課管轄申請書類等 (住民票異動、住民票・戸籍証明発行、税関係証明書発行等) 久志支所単独書類等 (施設使用申請書、物品借用申請書)	久志支所で事務局運営支援を行っている社会教育団体（老人クラブ、青少協、交通安全協会、育英会など）の申請様式等においても本施策を適用し、見直しを検討する必要がある。							B	社会教育団体の申請書類等の見直しを検討する。変更が必要な場合は、適宜、変更を行う。
					全課（羽地支所）	支所の窓口で使用されている各種申請書等については、すでに性別欄は削除されている。	特になし								

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	事業	計画		実施結果			
				事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
57	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(3) 性の多様性・人権教育等の推進	多様な性に留意した、申請書等における性別欄の見直し	・申請書等各種様式における性別欄について、記載の必要性について改めて検討し、尋ねる必要がなければ性別欄を削除するなど見直しを行います。	全課（文化課）	企画展の来場者用アンケートにて「男」「女」のほかに「その他」の選択肢を設けた（結果的に「その他」及び「無回答」は0だった）。	性別欄を設けたのは、企画展に対する男女の関心の差を把握する目的もあったが、形式的に設けた部分もあった。アンケートに協力してくれる人と来場者の男女差が必ずしも一致するとは限らないことから、厳密に関心の差を反映しているとはいえないとも感じている。	D	次年度以降の企画展において実施するアンケートについては、性別欄を設けないこととする。
					全課（保育・幼稚園課）	実施なし。	・申請書等各種様式における性別欄について、性別欄の削除する場合システム等にも影響がでてくるため幅広く確認する必要があり、見直しに時間を要する。	D	申請書等各種様式における性別欄について、記載の必要性について改めて検討し、尋ねる必要がなければ性別欄を削除するなど見直しを行う。
					全課（介護長寿課）	未実施。	システム改修や要綱改正等の必要性がある。	D	法令等を確認し、対応について検討を行う。
					全課（農業政策課）	該当する取組み無し	特に無し	E	該当する取組みが生じた場合に改善に向けての検討を図っていく。
					全課（生活支援課）	・ホームレス、不安定居住者を対象とした一時生活支援事業『居住支援事業(シェルター事業)』では入居の際、男性、女性と分ける必要があるケースがあるため、性別欄を設ける必要がある。⇒様式は国から各都道府県におろされ各市町村に導入。全国統一様式となっている。同じく、生活困窮者支援事業の相談受付・申込票も同様全国統一様式で性別欄がある。いずれも国の予算三分の二補助のため受付件数、男女比(その他含む)の報告義務がある。	・現課における申請書等は全国統一と、県からの様式で、大まかに分かれてくるが、申請内容によっては男女を把握してサービス等を提供しないといけない状況も出てくることから、性別欄を全ての申請用紙等から削除することは現段階ではできない。内容によっては除くことや文言を追記したり工夫はできるのか相談員等と情報を共有しながら検討する。	D	・当課使用する様式は国で定められているため見直すことが困難であるが、引続き国等の動向を注視していく。 ・相談業務では性別欄に「男性」「女性」「その他」の三択があり、偏見のない多様性を尊重した相談業務を引続き実施する。
全課（社会福祉課）	見直しについて、実施していない。	システムから出力するものについては、様式変更に向けた調整、場合によってはシステム改修を行う必要がある。	D	令和7年度に実施するシステム標準化対応などを参考に、必要性について検討を行いたいと考えている。					

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	事業	計画		実施結果			
				事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
57	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(3) 性の多様性・人権教育等の推進	多様な性に留意した、申請書等における性別欄の見直し	・申請書等各種様式における性別欄について、記載の必要性について改めて検討し、尋ねる必要がなければ性別欄を削除するなど見直しを行います。	全課（消防署）		消防署における申請書で性別の記載を求めるものはありませんが、救急業務をはじめ現場業務においては本人確認のため性別情報が必要であることから本人や関係者から聴取している。	F	今年度よりIT端末によるマイナンバーカードからの患者情報取得の取り組みが一部開始されることから口頭による聴取が徐々に減ってゆくことが期待できる。一方で当市のマイナンバー普及率が低いことから普及に向け取り組む必要がある。
					全課（国民健康保険課）		2025年度末までに完了予定の、標準準拠システムへの移行作業中であり、また国が示す仕様書の改定も随時行われていることから、申請書様式変更に至らなかった。	D	標準準拠システムへの移行完了に合わせ見直しを行いたい。
					全課（商工・企業誘致課）	当課では申請書等の各種様式において、性別欄の記載があるものはございません。	特になし。	F	
58	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(3) 性の多様性・人権教育等の推進	名護市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入検討	・同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする性的少数者のパートナーシップを、名護市が証明する制度（パートナーシップ制度）について、当事者の意見も踏まえつつ導入に向けて検討を進めます。あわせて、パートナーシップ関係にある二人の子や近親者を「家族」とするファミリーシップ制度についても検討します。	地域力推進課	令和6年度は沖縄県よりパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入の意向が示されており、県内市町村の証明書発行が一元管理されることとなったため、市単独による制度導入には取り組みませんでした。市の取り組みとしては令和7年度の県パートナーシップ導入にむけた証明書の活用について庁内関係部署への情報共有や県担当課への情報提供を行いました。	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入については沖縄県が一元的に取り組むこととなったため、県内全域を対象に証明書の発行ができるようになったが、制度導入や証明書の活用については、まだまだ、住民や企業の理解が薄く、当該制度が効果を発揮するには認知向上が課題であると考えます。	C	効果的な制度運用に向けて認知向上を図るため庁内関係部署や企業への啓発に取り組むたいと考えます。
59	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(3) 性の多様性・人権教育等の推進	学校における道徳教育・人権教育の実施	・人権の日における各種取組みをはじめ、道徳科の時間や総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通し、人権教育を行います。	学校教育課	各学校において、教育活動全体を通して人権意識を高めるため全体計画を作成し、毎月1回「人権の日」を設定など、人権に関する取り組みを実施している。	・特になし	B	引き続き、人権教育に関連する内容について校内研修や経年研修における指導助言の充実を図っていく。
60	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(3) 性の多様性・人権教育等の推進	人権に関する相談対応・啓発の実施	・人権擁護委員及び法務局と連携して、人権擁護委員の日（6月1日）などに人権に関する相談に対応します。また、パネル展や作文、標語コンテストを通じて意識啓発を図ります。	総務課	人権擁護パネル展の実施。 特設人権相談所の開設。（名護中央公民館、羽地支所、久志支所） 人権週間啓発活動。（名護市役所、FMやんばるラジオ出演） 中学生人権作文発表会、人権標語表彰式を実施。	擁護委員の担い手が不足している。	B	例年行っている特設人権相談所の開設、人権意識の啓発活動として行っている小・中学校での人権教室の開催に対し継続して支援する。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	計画				実施結果				
	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
61	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(4) ハラスメント防止に関する周知・啓発	ハラスメント防止に関する周知啓発	・市内の企業等に対し、セクシュアル・ハラスメント及び職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための情報提供を行います。具体的には、2020年（令和2）6月1日から防止対策が強化されたことや、ハラスメントは人権侵害であるといった社会的な認識、関連する法律・省令等について、国や県などの広告物等の活用や市のホームページ等での周知を図ります。	商工・企業誘致課	ハラスメント対策の関するものについて、市ホームページへの掲載や庁舎内の雇用コーナーにパンフレット等を設置し、周知を行いました。	特になし	B	引き続き、国や県などの広報物の活用や市ホームページ等での周知を図っていきます。
62	3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消	(4) ハラスメント防止に関する周知・啓発	ハラスメント防止に関する研修の実施	・各種ハラスメントに関する規則である「名護市職員のハラスメントの防止等に関する規則」等を庁内に周知するとともに、管理職も対象とした継続的な研修の実施に努めます。	人事行政課	ハラスメントに関する職員向けの個別研修については実施することができなかった。	多様化するハラスメントに関する研修内容や受講対象者等について確立していく必要がある。	D	地域力推進課とも連携を図りながら多様な視点からのハラスメントに関する研修計画の構築に努めたい。
63	4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	(1) DV防止・相談支援の周知	暴力防止のための広報啓発活動	・言葉の暴力も含め、配偶者等からの暴力は人権侵害であり、社会的問題であることを広く周知するため、DV防止講演会の開催を図る等、暴力防止のための広報啓発活動を行います。	地域力推進課	11月講座「性暴力と言葉の暴力」 3月講座「家庭の中のジェンダー暴力の視点から考える」 11月と3月に上記テーマで2回の講座を開催しました。アンケートの結果、参加者からは高評価をいただいております。目標を達成できたと評価します。	予定していた回数よりも、講座を多く開催することができたため、A評価とするが、社会全体における認知向上を図るには、対象者を広げ、若年層から高齢者まで幅広く啓発する必要があると考えます。	A	次年度以降は参加人数の増加を目標にさらなる効果的を目指して取り組みたいです。
64	4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	(1) DV防止・相談支援の周知	相談窓口の周知及びプライバシー配慮の徹底	・個人的問題として暴力の被害が潜在化してしまわないよう、「女性相談」の周知に努めます。なお、女性相談員による相談窓口については、個人のプライバシーに配慮した相談が行えるよう、相談室の継続的確保に努めます。	子育て支援課	・令和6年度にDVに関するリーフレットを作成し市内各所へ配布した。 ・相談室については子育て支援課内において確保している。	・対象年齢の幅が大きく、各年代によって情報取得の方法が異なる。	B	・様々な年代の対象者それぞれがアクセスしやすい「場所」や「手段」で本事業の情報を取得できるよう周知活動を展開する。
65	4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	(1) DV防止・相談支援の周知	通報義務の周知	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第6条に規定する、配偶者からの暴力の発見者による通報等の努力義務について、名護市ホームページ等を通じて市民への周知に努めます。	地域力推進課	・通報の努力義務について、ホームページ掲載と11月パネル展にて掲示を行い、暴力を受けている被害者の性別を問わないことや事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手も含まれることについて、周知を図りました。	特になし	B	引き続き、ホームページ掲載とパネル展での掲示を行い、市民への周知に努めます。
66	4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	(1) DV防止・相談支援の周知	民生委員・児童委員等との連携	地域住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員と連携を図り、DV被害者の早期発見・対応に努めます。	子育て支援課	・相談者が民生委員と関わりがある場合は連携を図り、関わりがない場合は地域の身近な支援者として紹介している。 ・相談者が民生委員等との連携に同意した事例がほとんどないため、実績はない状況。	・相談者の多くは民生委員等との関わりがなく、身近な相談相手として認識されていない。	B	・継続して実施する。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

計画						実施結果			
No.	基本方針	施策	事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
66	4. 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	(1) DV防止・相談支援の周知	民生委員・児童委員等との連携	地域住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員と連携を図り、DV被害者の早期発見・対応に努めます。	社会福祉課	民生委員・児童委員（主任児童委員）の勉強会で子育て支援課の担当より、市の役割や取り組みについて説明を行い、連携に繋がる機会を設けた。	各民生委員児童委員の知識や経験に差がある。	B	DV被害者の早期発見・対応について、子育て支援課と連携して、民生委員児童委員の研修会等で対応方法等の情報共有の機会を定期的に設ける。
68	4. 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	(3) DV被害者支援・保護	庁内及び関係機関との連携による支援	沖縄県配偶者暴力相談支援センターや他自治体の相談員との連携により、相談者や被害者の心理的負担の軽減を図りつつ適切な支援に努めます。	子育て支援課	・各機関と連携して支援を行っている。	・相談者の転出転入時において、他自治体の職員不在等により連携が取りづらく、支援に苦慮する場面がある。	B	・継続して実施する。
69	4. 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	(4) DV被害者支援・保護	相談員の資質向上	・専任の女性相談員の配置を継続するとともに、被害者への適切な支援を行うため、女性相談員の各種研修への参加を促進するなど、資質向上を図ります。	子育て支援課	・専任相談員を2名配置し、各種研修へ積極的に参加している。	・複合的な課題を有する相談が多く、相談員は他法含め幅広い知識を必要とする。	B	・継続して実施する。
70	4. 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	(5) DV被害者支援・保護	住民基本台帳事務による被害者保護支援措置	・住民票の写し等が不当に利用されないことがないよう、DV被害者等からの申し出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を行い、加害者からの閲覧申し出及び請求等に対する制限を実施します。	市民課	住民基本台帳事務処理要領の改訂に伴い次のように対応した。①支援措置の対象者について「生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの」を「その生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの」に改めた。②相手方から支援措置対象者の証明書を交付請求があり、不交付の決定を行う場合、相手方に対して不服申立てをすることができる旨の教示を口頭または文書で行うことを徹底した。	平成18年度にDV及びストーカー行為等の被害者の現住所に係る証明書の交付制限が開始されてから19年が経った。当初は未成年の子として被害者世帯にいた者が独立し、別世帯を設ける時期に入っている。支援措置は世帯ごとの申出が必要なため、別世帯となった子は、親世帯とは別に、自身の世帯について申出をする必要となる。しかし、子自身は相手方から被害を受けたことがない、相手方を危険だと思っていない等の理由で、支援措置の申出に対し、消極的になるケースが散見される。申出がなければ子の附票等の交付制限が解除され、元の被害者（親）の現住所を追跡できる状態になってしまう。そこで子本人が必要を感じていなくても、親の住所の秘匿のために、自身の支援措置の申出を行わざるを得ない状況となっており、件数は増加傾向にある。	B	被害世帯から独立した子について、子本人に過去の被害がなく、相手方を危険だとも思っていない場合は、警察等の相談窓口での申出内容が支援措置の対象とならない場合があるため、このような世帯の支援措置申出の受付手順について再考し、庁内の相談窓口の活用、関係市区町村との連携も含め、業務フローの改善に取り組む。

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	事業	計画		実施結果											
				事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等								
71	4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	(6) DV被害者支援・保護	DV被害者等の情報管理の徹底	・住民基本台帳事務における支援措置を実施した被害者について、庁内関係課との情報の共有と居場所を含む被害者の情報管理を徹底します。また、関係課において本人確認を徹底し、二次被害を与えないように配慮します。	市民課	DV被害者等の情報管理の徹底 基幹系システムのネットワーク上に設置されたネットワークHDDに保管された支援措置申出の受付台帳ファイルを引き続き活用し、常に最新の情報のもとに業務上の情報管理を徹底して行う。	引き続き情報管理を徹底する。	B									
					屋我地支所	対象者が来所した場合、証明書発行システムにて検索した際に対象者である旨掲載される設定となっている。 また、誤って発行手続きを進めた場合においても対象者である旨の注意メッセージがポップアップされ、発行する際は市民課へ連携して対応することとなっているため、誤って発行しない仕組みとなっている。	個別な事案が発生した際に、主管課と違い対応件数も少ない分、ノウハウの蓄積がない。その為、実際の事案が発生した際の対応に不安がある。			B	窓口業務にあたる支所の職員を対象に主管課からの実地研修を定期的に行っていただき対応を図っていきたい。						
					屋部支所	屋部支所にて取り扱っている住民基本台帳事務において、DV被害者等に係る申請及び相談はなかった。	DV被害者等による申請及び相談が行われた場合に、庁内関係課とのスムーズな連携と情報管理を徹底する必要がある。					B	DV被害の事例や予防策について情報収集を行い、庁内関係課と連携を図りながら、本人確認を徹底し情報管理に取り組む。				
					羽地支所	住民基本台帳事務における支援措置をされている被害者について、二次被害を与えないよう複数の職員で確認し、市民課へ連絡、確認を行い、情報管理を徹底しながら業務に取り組んでいる。 令和6年度は、Dv被害者から住所の変更について1件相談があった。支援措置については、本庁を案内した。	住民基本台帳事務における支援措置がされている者の交付請求等について、支所での画面情報のみでは来庁者がDV関係者なのか十分でないため、市民課と常に連携を図りながら内容確認に努めている。その際、度々窓口で時間を要することについて、依然として課題事項となっている。							B	課題改善に努めながらも、本人確認を徹底し、2次被害を与えないよう配慮していく。		
					総務課	関係各課との情報の共有と被害者の本人確認等情報管理の徹底を図り、二次被害を与えないよう配慮する。	昨年度は該当事案がなかった。									B	引き続き情報管理の徹底を継続する。
					保育・幼稚園課	こども家庭センター等の庁内関係機関との情報共有や、保育申請関係システムにおいて、全職員（会計年度任用職員含む）で情報共有し、情報管理の徹底を行っている。											

【評価】  
 A. 予想以上に計画が進んだ B. 計画どおりに進んだ C. 取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある  
 D. 取り組むことができなかった E. 該当する事業がない F. 評価できない(実施したばかり等)

No.	基本方針	施策	計画			実施結果			
			事業	事業内容	担当課	R6年度に実施した事業内容・成果	課題	評価	次年度以降の取組、改善点等
72	4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	(7) DV 被害者支援・保護	一時保護施設との連携	一時保護が安全かつ確実にされるよう、シェルターを確保している北部配偶者暴力相談支援センターや警察との連携のもと、適切な支援に努めるとともに、シェルターの趣旨について周知を図ります。	子育て支援課	・各機関と連携して支援を行っている。 ・シェルターの趣旨については、支援を通じて相談者や関係機関へ説明を行っている。	・相談者に利用ニーズがあっても、シェルターの設置趣旨に合致せず利用に至らない場合がある。	B	・継続して実施する。
73	4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	(8) DV 被害者支援・保護	DV加害者更生相談の周知	更生保護法人がじゅまる沖縄が実施している「DV加害者更生相談室」の周知に努めます。また、当団体への負担金を通じた支援を継続していきます。	地域力推進課	11月12日～25日の女性に対する暴力をなくす運動パネル展（本庁ロビー）にて更生保護法人がじゅまる沖縄の「DV加害者更生相談室」のチラシと相談先案内カードを設置した。また中央公民館地域力推進課窓口にも設置し、周知を行った。	特になし	B	・継続して実施する。
					総務課	更生保護法人がじゅまる沖縄への負担金を通じた支援の実施。	関係団体と連携して、DV加害者更生相談の周知を積極的に行い加害者更生に繋げる。	B	引き続き負担金を通じた更生保護法人がじゅまる沖縄への支援を継続。